省　令

○環境省令第二十二号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月十四日

環境大臣　石原　伸晃

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第十号中「第五号から第七号」を「第七号から第九号まで」に改める。

第九条（見出しを含む。）中「陳列」を「陳列又は広告」に改める。

第十九条第一項中「第十一条第一項又は第四項」を「法第二十条第二項又は第十一条第六項から第八項まで」に改める。

第三十九条第一項中「第五条第一項第四号」を「第五条第三項」に改め、「による届出」の下に「（同条第一項第四号に規定する譲受け又は引取りに係るものに限る。）」を加える。

第四十条中「第五条第二項第一号から第三号まで」を「第五条第三項」に改め、「届出」の下に「（同条第二項第一号、第三号、第四号又は第六号に規定する譲受け又は引取りに係るものに限る。）」を加え、「生きている個体、卵、はく製その他の標本、個体の器官、個体の器官の加工品又はその他の個体等」を「個体にあっては、生きている個体、卵又はその他の個体の別、個体の加工品にあっては、はく製又はその他の個体の加工品の別、個体の器官又は個体の器官の加工品にあっては、その名称」に改める。

第四十三条第二十四号中「、ロ」を削り、「第三号ハ」の下に「並びに第三項」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第三百十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十六年七月十四日

法務大臣　谷垣　禎一

氏　名　ミンディ・アン・アレン

生年月日　千九百八十四年十月六日

○法務省告示第三百十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十六年七月十四日

法務大臣　谷垣　禎一

氏　名　ダニエル・ロジャー・ホイル

生年月日　千九百七十九年九月九日

○外務省告示第二百三十三号

平成二十六年六月三十日にブリュッセルで、刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書の修正に関する書簡の交換が欧州連合との間に行われた。

平成二十六年七月十四日

外務大臣　岸田　文雄

（欧州連合側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、二千九年十一月三十日にブリュッセルで、及び二千九年十二月十五日に東京で署名された刑事に関する共助に関する欧州連合と日本国との間の協定（以下「協定」という。）に言及する光栄を有します。

本使は、更に、二千十三年七月一日のクロアチア共和国の欧州連合への加盟に関し、協定第三十条の規定に従い協定の附属書Ⅰ、Ⅱ及びⅢを次のとおり修正することを欧州連合に代わって提案する光栄を有します。

1　附属書Ⅰ中「スウェーデン王国　法務省」を「クロアチア共和国　司法省　スウェーデン王国　法務省」に改める。

2　附属書Ⅱ中「スウェーデン王国　裁判所及び検察官」を「クロアチア共和国　国際共助の実施に関する特別の法令により指定された裁判所及び国家検察庁並びにクロアチアの法令の下で罰金刑を科し得る犯罪について軽罪手続を行う行政当局　スウェーデン王国　裁判所及び検察官」に改める。

3　附属書Ⅲ中「グレートブリテン及び北アイルランド連合王国　すべての場合において英語」を「グレートブリテン及び北アイルランド連合王国　全ての場合において英語　クロアチア共和国　全ての場合においてクロアチア語及び緊急の場合において英語」に改める。

本使は、更に、この提案が日本国政府により受諾される場合には、この書簡及び受諾する旨の閣下の返簡が欧州連合と日本国政府との間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年六月三十日にブリュッセルで

欧州連合ギリシャ共和国政府代表部

大使　テオドロス・ソティロポウロス

欧州連合日本政府代表部

特命全権大使　塩尻孝二郎閣下

○文部科学省告示第九十三号

平成二十六年文部科学省告示第二十五号（平成二十六年度高等学校卒業程度認定試験の施行期日等を定める件）に変更があったので、次のとおり告示する。

平成二十六年七月十四日

文部科学大臣　下村　博文

第二回の試験に係る実施場所について、次のように変更する。

変更後の実施場所

（試験場となる施設の名称）

大阪市住吉区杉本三丁目三番一三八号

（試験場となる施設の位置）

大阪府　関西大学　天六キャンパス

（都道府県）

変更前の実施場所

（試験場となる施設の名称）

大阪市立大学　杉本キャンパス

（試験場となる施設の位置）

大阪市北区長柄西一丁目三番二二号

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（欧州連合側書簡）

本使は、更に、前記の提案を受諾することを日本国政府に代わって確認し、閣下の書簡及びこの返簡が日本国政府と欧州連合との間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年六月三十日にブリュッセルで

欧州連合日本政府代表部

特命全権大使　塩尻孝二郎

欧州連合ギリシャ共和国政府代表部

大使　テオドロス・ソティロポウロス閣下

○外務省告示第二百三十四号

ラオス人民民主共和国政府は、平成二十四年十月二十六日に作成された「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定へのラオス人民民主共和国の加入のための議定書」の受諾書を平成二十五年一月三日に世界貿易機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十五年二月二日に効力を生じ、ラオス人民民主共和国は、同日に世界貿易機関の加盟国となった。

（平成二十五年一月九日付け世界貿易機関事務局長書簡）

平成二十六年七月十四日

外務大臣　岸田　文雄